# 第32号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出

中間市長 福田 浩

#### 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例(平成12年中間市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」 に改め、同項第1号中「36,960円」を「3万1,963円」に改め、同項第2号中「51,744円」 を「4万8,120円」に改め、同項第3号中「55,440円」を「4万8,472円」に改め、同項第4 |号中「66,528円」を「6万3,224円」に改め、同項第5号中「73,920円」を「7万248円」に 改め、同項第6号中「88,704円」を「8万4,298円」に改め、同号ア中「1,200,000円」を 「120万円」に改め、同項第7号中「96,096円」を「9万1,323円」に改め、同号ア中 「2,100,000円」を「210万円」に改め、同項第8号中「110,880円」を「10万5,372円」に改 め、同号ア中「3,200,000円」を「320万円」に改め、同項第9号中「125,664円」を「11万 9,422円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「420万円」に改め、同項第10号中「133,056 円」を「13万3,472円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「620万円」に改め、同項第11 号中「140,448円」を「14万7,521円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「820万円」に改 め、同項第12号中「147,840円」を「16万1,571円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を 「1,020万円」に改め、同項第13号中「155,232円」を「16万8,596円」に改め、同条第2項 中「令和3年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,176円」を「2万 21円 に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」 に、「22,176円」を「2万21円」に、「36,960円」を「3万4,071円」に改め、同条第4項 中「令和3年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,176円」を「2万 21円」に、「51,744円」を「4万8,120円」に改める。

第4条第2項中「又は」を「及び」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第8条中「又は」を「及び」に改める。

第23条中「前4条」を「第19条から前条まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中間市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和 5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 \_\_\_\_\_\_ (保険料率)

- 第3条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 3万1,963円

改正後

- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万8,120円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万8,472円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,224円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万248円
- (6) 次のいずれかに該当する者 8万4,298円
  - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

改正前

(保険料率)

- 第3条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 36,960円
  - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,744円
  - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,440円
  - (4) 今第39条第1項第4号に掲げる者 66,528円
  - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 73,920円
  - (6) 次のいずれかに該当する者 88,704円
  - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 9万1,323円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 10万5,372円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 11万9,422円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 13万3,472円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 14万7,521円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 16万1,571円

ア 合計所得金額が1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれ にも該当しないもの

イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 16万8,596円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課

(7) 次のいずれかに該当する者 96,096円

ア 合計所得金額が2,100,000円未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,880円

ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,664円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,056円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 140,448円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 155,232円

に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率 は、同号の規定にかかわらず、2万21円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度に おける保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 万21円」とあるのは、「3万4.071円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について の保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度 における保険料率について準用する。この場合において、第2項中 「2万21円」とあるのは、「4万8,120円」と読み替えるものとす る。

(普通徴収に係る納期)

### 第4条 (略)

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市 | 長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第 1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規 定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同 じ。) に対しその納期を通知しなければならない。

3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった 場合)

## 第5条 (略)

- (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する

に係る令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 22,176円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準用 する。この場合において、前項中「22,176円」とあるのは、 「36.960円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について の保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準 用する。この場合において、第2項中「22,176円」とあるのは、 「51,744円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

### 第4条 (略)

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市 長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第 1号被保険者又は連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規 定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同 じ。) に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった 場合)

## 第5条 (略)

- 2 (略)

老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の額の通知)

- 第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第 1号被保険者<u>及び</u>連帯納付義務者に通知しなければならない。その 額に変更があったときも、同様とする。
- 第23条 第19条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。
- 2 <u>第19条から前条まで</u>の過料を徴収する場合において発する納入告 知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を 経過した日とする。

老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から今第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の額の通知)

- 第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第 1号被保険者<u>又は</u>連帯納付義務者に通知しなければならない。その 額に変更があったときも、同様とする。
- 第23条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 2 <u>前4条</u>の過料を徴収する場合において発する納入告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。